

平成 27 年 1 月 8 日

学校法人甲南学園構成員の皆様へ

情報システム総括責任者

インターネット上の著作権侵害等に関する注意

本年度、学内において P2P ソフトウェアによる著作権侵害行為が発生し、複数件の通報をうけております。

著作権を侵害して配信されている録音（音楽、着信音など）や録画（映画、テレビ番組など）を違法と知りながらインターネット等からダウンロードする行為に対しては、家庭などにおける私的使用のためであっても、著作権法により 2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金、あるいはその両方が科せられます。また、暗号化によるアクセスコントロール技術が施された市販の DVD、Blu-ray Disc やゲームソフトを私的複製する行為も違法となります。

学内ネットワークにおいてファイル共有機能を有する P2P ソフトウェア（Winny、BitTorrent、FlashGet、eMule、Xunlei（迅雷）など）の利用は、コンピュータウイルス感染などの事件に巻き込まれるだけでなく、本学園の信用を失墜させると共に、高額の賠償責任を負う事例もあります。利用中の情報機器（パソコンやスマートフォンなど）を再度確認し、教育・研究活動以外の目的でインストールされた P2P ソフトウェアは至急削除してください。また、学内だけでなく、家庭でも十分に注意してください。

著作権法に関する関連情報は、下記のサイトに掲載されていますので、ご一読ください。

【関連情報】

- ・違法ダウンロードの刑事罰化についての Q&A（文化庁）
http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/download_ga/index.html
- ・ファイル共有ソフトでの著作権侵害とは（コンピュータソフトウェア著作権協会）
<http://www2.accsjp.or.jp/filesare/piracy/>
- ・Winny による情報漏えいを防止するために（情報処理推進機構）
http://www.ipa.go.jp/security/topics/20060310_winny.html

本学園のネットワーク（無線ネットワークを含む）は、本学園における教育・研究活動及び運営目的以外に利用することはできません。本学園の構成員の皆様には、著作権法を十分認識し、違法行為を行うことのないよう、くれぐれもご注意願います。

以上